

和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、救急医療の確保を図るため、救命救急センターの運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、救命救急センターとは、24時間体制により脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤救急患者の医療を確保するための施設で、救急告示病院・診療所、休日急患センター、在宅当番医、病院群輪番制病院等から搬送されてくる重篤救急患者を受け入れる第3次救急医療施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県立医科大学附属病院及び独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターが行う救命救急センター運営事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める基準額の合計と第5欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から診療収入及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業概要 経費所要額調 収支見込表 歳入歳出予算書（抄本） その他参考となる資料	別記第1号様式 別記第2号様式 別記第3号様式	1部	別途通知

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
経費所要額精算書 収支状況表 診療科別患者数等調 歳入歳出決算（見込）書（抄本） その他参考となる資料	別記第6号様式 別記第7号様式 別記第8号様式	1部	別途通知

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年度分の補助金から適用する。
- 2 和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱（昭和61年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月25日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月17日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センタ

一運営費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 4 日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(補助金額の特例)

- 2 平成 27 年度和歌山県立医科大学附属病院の補助金額の算出にあたっては、第 4 条（1）に定める平成 21 年 5 月 13 日厚生労働省発医政第 0513001 号厚生労働事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の別表 2 の第 4 欄中「（ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に 1 / 2 を乗じるものとする。）」は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 3 日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

(補助金額の特例)

- 2 平成 28 年度和歌山県立医科大学附属病院の補助金額の算出にあたっては、第 4 条（1）に定める平成 21 年 5 月 13 日厚生労働省発医政第 0513001 号厚生労働事務次官通知の別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の別表 2 の第 4 欄中「（ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に 1 / 2 を乗じるものとする。）」は適用しない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。